

H26年度 予算原案賛成 修正案 反対討論

守島 正

私は大阪維新の会大阪市会議員団を代表いたしまして、平成26年度予算案の原案に賛成、修正案に反対の討論を行います。

この度の骨格予算は、基本的にこれまで市会においてコンセンサスがとられ、進められてきた継続事業であり、修正案において特に3か月分の予算計上のみとなった事項を除いては、首長の政策的意図として骨格予算になじまないという趣旨で、予算計上するべきではないというようなものではなく、予算を修正することで、それぞれ事業において、行政サービスの低下や行政改革の停滞を生じさせることになります。

以下 具体に各事業に対する修正案の反対理由を述べていきます。

- ・公募校長

まず、校長公募関係予算に関してですが、公募校長制度は民間企業等で培われた柔軟な発想力、企画力を活かした学校運営により、学校組織が活性化されることを目的とした施策であり、大阪市立学校活性化条例の第10条第1項において、「校長の採用は、本市の職員に対する募集を含め、原則として公募により行うとする。ただし、公募を行う時間的余裕がない場合その他特別の理由がある場合は、この限りでない。」とあるように、条例で決まっており、その趣旨に基づき進められるものであり、時間的な余裕がない等の特別な理由も見当たらない中、骨格予算になじまないという理屈は該当いたしません。

にもかかわらず、今回の予算削除により、選定委員の経費や公募校長に対する研修経費を計上しないことは、H27年度の公募校長就任を不可能とする、実質的な校長公募制度の否定になります。

確かにセクハラ行為で、昨年度懲戒処分を受け、辞職に至った校長もおりましたが、外部校長の行動が、本来、また現実にも、懲戒処分までにはあたらず、注意で済むような非違行為であるに関わらず、議会やマスコミにとりあげられるなど、内部者の不祥事以上に、意図的に切り取られ、事実が誇張されている現状もあります。

事実、校長経営戦略予算の申請や選定の割合は外部校長の方が多いといったように、外部者の参入が新しい風を吹き込み、硬直的で閉鎖的な学校行政を変えてきている事例も多数あり、これからも推進されるべき施策であると考えます。

しかし、このたび予算は削除され、公募制は否定されています。そうであれば、これまでの内部校長による学校運営は全て正しかったのでしょうか？公募校長には、これまでの閉鎖的な学校現場に開かれた多様な価値観を入れるという意義がありますが、これまでの閉鎖的な学校現場では低い学力や体力を改善できず、いじめや体罰を発生させていたことを振り返るに、新たな価値観を持ち込む必要はないのでしょうか？

公募制を否定することは、また何もしない人が評価される、ことなかれ主義の蔓延につながるため、過去への反省と未来へ挑戦する意識が全く感じられない、このような後戻りの修正案については、賛成できません。

・ごみ収集 新規許可

次に事業系ごみ収集事業者の新規許可関係の予算に関してですが、これまで本市は他都市と比べ圧倒的に安いごみ処分の手数料・S52年4月以来、35年以上に渡り行われなかつた事業者の新規許可・更新制度もなく、車両の所有数も間わない等、クローズな市場を築きあげてきた結果、業者間の競争がなされず、価格の適正化や事業者の効率化を阻害してきたのではないかと考えます。

こうした状況を打破し、許可業者間の競争性・透明性を高め、排出者に対するサービスを一層充実させるという観点に加え、今後、家庭ごみの民間委託等を拡大していく上で、許可業者は重要な担い手の一つであることから、許可業者の新規参入を促し競争性を高めることで、一般廃棄物の適正な処理を一層安定的・継続的に実施できる収集体制を確保するという二つの観点から、昨年よりこの収集業者の新規許可を行うに至ったはずであり、市長不在という理由で停止すべき事業ではありません。

しかし、やっと市場に風穴を開けるべく始めた新規許可事業においても、昨年4月に新規許可を行う上で実施した能力試験においては、300名を超える受験者の中で合格者は2名であり、1%にも満たない結果でした。

要因は多々あれども、今年の4月から行う許可業者に対する更新制度の導入まで、先ほど申し上げたように、既存の許可業者に対しては非常に甘い対応だったにも関わらず、新規参入者には、こうした難しい試験に加え、2年間の経過観察期間において、指導・強化の徹底がされるように、新規参入の壁はまだまだ高いため、事業系ごみ収集許可事業者の市場が適正化されているとは全くもって言い難いです。

本来であれば、市場を適正化させるべく、より新規許可の積極的推進を図るべきと考えますし、今回の修正案において、予算計上しないことは、ごみ排出者に対するサービス向上や、今後家庭ごみの民間委託等を拡大していく上で適正な処理を一層安定的・継続的に実施できる収集体制を確保するという方向性をも否定するものにつながると考えるため、到底同意できるものではありません。

・ごみ経営形態

次にゴミ収集輸送事業の経営形態に関する予算ですが、

これまで、本市は厳しい財政状況下、民でできることは民へという視点に立ち、家庭系ゴミの収集輸送事業においても、更なる効率化や経費削減を図るため、本事業の民営化と現業職員の非公務員化を目指してきました。

環境局においては、局内にプロジェクトチームを設置して経営形態の検討を進め、H25年4月には市会での議論も経た上で、「家庭系ごみ収集輸送事業の経営形態変更に係る方針（案）」を取りまとめた経緯があり、これも首長政策という理由で止めていい事業ではありません。

今回の修正案は、経営形態変更に係る関係予算を削除することで、コンサル等への外部発注が不可能となり、事業者の計画の査定がストップする等、この修正案は事実上の民営化・非公務員化の否定となります。

そもそも環境局の技能系職員の平均年収がH24年時点で約639万円であり、これは民間類似職種の全国平均給与の約399万円と比較すると大よそ1.6倍といった大きな開きがあり、官民格差のは是正、事業の効率化のためには、経営形態の変更は進めるべき方向性があります。

もし、補正予算でこの方向性へ再度進むとしても、公募開始時期や事業者との協定締結・新会社の設立準備期間等を鑑みるに、当初の想定スケジュールから遅れ、その分改革効果が減っていきます。

能動的に新たな受け皿となってくれる民間資本の期待を削ぎ、すすめるべき、ゴミ収集輸送事業の経営形態の変更を議会がストップさせるこの修正案には賛成できません。

・住吉母子医療センター

続いて大阪府市共同住吉母子医療センターに関してですが、この母子医療センターは H25 年度から既に工事が始まっている事業であります。

また住吉市民病院を府立急性期・総合医療センターへ統合し、母子医療センターとして整備し、かつ従来の住吉市民病院の跡地に民間病院を誘致する案は、現地建替え案と比べ、南部医療圏トータルの小児周産期の床数（とこすう）が 70 床以上多い上、府立急性期総合医療センターと統合することで、小児周産期医療の機能強化が図られること、現在の住吉市民病院の場所で、内科・外科が担保されること、また本市の負担額が約 21 億円少ないことなど、明らかに、本市の基本計画による住吉市民病院の現地建替え案よりも南部医療圏や本市のメリットが見込まれるに関わらず、予算計上をしないという、修正案は、不利益でしかありません。

今回、予算計上を見送ったことで、仮に後に補正予算が通ったとしても、H26 年度当初予算に計上しなければ、本体工事の契約ができずに、支障をきたすこととなります。

つまり、H28 年 4 月の母子医療センターの開院が遅れることとなり、事実上南部医療圏において、小児周産期医療のニーズに対応できない、空白期間が生まれてくることになります。修正案の提案会派の皆さんにはそれでよろしいのでしょうか？

こうした状況に対し、先日の民生保健委員会において、今回修正案を出した会派の委員からは、本事業は平成 25 年から開始した事業にかかわらず、骨格予算になじまないとした上で、今回予算計上がされないことで、母子医療センターの開設時期に影響がでるという理事者の答弁に対し、「開設時期に影響ができるといったかって、それは知ったことではないんですよ」との発言がありました。

これは明らかに小児周産期医療ニーズに対応できない空白期間ができるようが、別にどうでもいいと言う旨の発言です。

工期の遅れも前市長のせいにしておりましたが、予算の議決は議会の責務にかかわらず、前市長が辞めたことに責任転嫁するのは甚だおかしいと考えます。

また、同委員会において同様に修正案を出した他の会派の委員は、この母子医療センターの開設、運営者が医療法上、地方独立行政法人大阪府立病院機構となることをあげ、大阪市の運営権限がなくなるから、予算は到底認められるものではないと表明されました。

これは、裏を返せば医療の充実やコストより、本市の影響力の方が大事と言っていることと同じです。

さきほどから申し上げたように、大阪府市共同住吉母子医療センターに係る事業は、南部医療圏の医療の充実や機能強化、本市の負担額が下がるというよう、明らかにメリットがあるものです。

これまで、南部医療圏の医療充実を謳ってこられた諸会派の皆さんと、当事業の予算を認めず「開設時期に影響が出ても知ったことではない」とか、「市の権限がなくなるから反対」というのは、全く持って市民不在の支離滅裂な理屈であり、修正案に賛同できるものではありません。

これら、すべての事業に渡り、首長が不在であれど、既に方針が決まっており、継続的に進めて行くべきものであるに関わらず、市民サービスの低下や改革を後退させるような修正案には断固反対し、私からの反対討論とさせて頂きます。

ご清聴ありがとうございました。